

社会福祉法人彩芽会 役員等報酬規程

(目的)

第1条 この規程は、社会福祉法人彩芽会（以下「当法人」という）定款第9条および第23条の規定に基づき、役員（理事及び監事）及び評議員（以下「役員等」とする）の報酬等について定めるものとする。

(定義等)

第2条 この規程において、次の各号に掲げる用語の定義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 役員とは、理事及び監事をいう。
- (2) 常勤役員とは、役員のうち、この法人を主たる勤務場所とする者をいう。常勤役員のうち、理事は常勤理事という。
- (3) 非常勤役員とは、役員等のうち、常勤役員以外の者をいう。
- (4) 評議員とは、定款第5条に基づき置かれる者をいう。
- (5) 報酬とは、社会福祉法第45条の35第1項で定める報酬、賞与その他の法人と委任関係にある役員及び評議員等の職務執行の対価として受ける財産上の利益であって、その名称の如何を問わない。但し、役員退職慰労金とは明確に区分されるものとする。
- (6) 費用とは、職務遂行に伴い発生する交通費、旅費（宿泊費を含む）等の経費をいう。報酬とは明確に区分されるものとする。

(役員報酬)

第3条 当法人の役員報酬は、支給しないものとする。

(費用弁償)

第4条 役員等が、理事長の指示又は理事会の委任を受け下記の法人業務を行う場合、次の通り費用を弁償する。

- 2 交通費の実費が次の費用弁償を超える場合は、旅費規程等に基づき、その実費相当額を別途支払うことができる。

(1) 理事会及び評議員会等に出席した場合の費用弁償

実費弁償費（交通費）	備考
自動車の場合 市内在住 1,000 円 市外在住 2,000 円 公共交通機関の場合 実費 (実費は 10,000 円を上限とする)	職員との兼務がない場合に限る

(2) 監事が、監査を実施した場合の費用弁償

実費弁償費（交通費）	備考
自動車の場合 市内在住 1,000 円 市外在住 2,000 円 公共交通機関の場合 実費 (実費は 10,000 円を上限とする)	職員との兼務がない場合に限る

(3) 役員等が、法人業務のため出張する場合は、職員旅費規程等により支給できる。尚、業務遂行に必要な経費は実費を原則として支給できる。

(改廃)

第5条 本規程は、評議員会の議決を経て、改廃することができる。

附 則

1. この規程は、平成28年4月1日より適用する。
2. この規程は、平成29年2月23日より適用する。
3. この規程は、令和3年4月1日より適用する。